

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年8月31日認可した。

平成28年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）竜王地区
〃	農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）赤山川地区
〃	農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）大出水地区